

第31回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年3月22日
 告示番号 第3号
 会議年月日 令和3年3月26日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎市民センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤 原 弘 子
 局長補佐 佐 藤 正 浩
 主 査 西 卷 孝 志

本日の案件 第31回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時32分

議	長	<p>本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第31回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、19番 佐々木 栄 一 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議	長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおります。</p> <p>ご了承願います。</p>
議	長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に14番 畠山 信吾 委員、17番 藤原美喜男 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、藤原補佐、西巻主査を指名いたします。</p>
議	長	<p>審議に入ります。</p> <p>「報告第71号 農地専門委員会の報告について」を上程いたします。</p> <p>一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農地専門委員</p>

農地専門委員長

長より報告願います。

第7回農地専門委員会の協議結果の概要を報告いたします。

開催日時は令和3年3月19日、金曜日、14時から14時40分まで、一関市役所川崎支所、2階多目的室で開催いたしました。

出席者は私と農地専門委員6名、欠席者は4名です。

事務局職員は小野寺局長、佐藤局長補佐、西巻主査です。

議題は、報告、農地パトロール（農地利用状況調査）の結果についてです。

協議は、荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断について、農業委員会が定める下限面積（別段の面積）についてです。

報告事項は、令和2年度に行った農地パトロール（農地利用状況調査）の結果について、次のとおり報告を受けました。

7月から9月に実施した農地パトロールの実績は、延べ日数34日、出席委員数延べ145人、調査筆数659筆、調査面積は約99.5ヘクタールでした。

調査した農地のうち、「再生利用が可能な荒廃農地」（A分類）と判断した農地について、所有者に利用意向調査を行いました。

A分類農地について、国の基準に合わせて保全管理地を除外する見直しを行い、令和元年度末の598ヘクタールから令和2年度末では126ヘクタールに減少したとのことです。

国の基準では、草刈り等の保全管理がされている農地は「耕作が見込まれる農地」であるため荒廃農地と見なさないこととされており、他市と同等の基準で適正な農地対策を行うために見直しを行った旨の説明を受けました。

協議事項は、次の2点です。

1、荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断については、「非農地判定予定農地一覧」により協議し、掲載された農地を非農地と判断することについて可と決定されました。

前年度までは、B分類の農地についても意向調査を行い、「今後も管理できない」との回答があった農地について非農地判断を行っていましたが、回答がないため非農地判断ができない農地が累積しているため、今年度から「非農地判断に同意しない場合のみ回答をもらう」方法に切り替えたとの説明がありました。

2、農業委員会が定める下限面積（別段の面積）については、新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合は、農業委員会の判断で面積を引き下げ、別段の面積を設定することができることとなっていますので、毎年検討しているものです。

当市の下限面積は、昨年4月より「10アール」に引き下げを行っており、県内他市の状況を見ても「10アール」が主流となっていることから、令和3年度については「10アール」で変更なしと決定されました。

以上、報告いたします。

議 長

以上で「報告第71号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

（なしの声あり）

議 長

なければ、報告第71号の質疑を終わります。

次に、「報告第72号 専決処分の報告について」を上程いたします。

局 長

局長より説明いたさせます。

「報告第72号、専決処分の報告について」ご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和3年3月17日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第23号までの23件、23名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第72号」の説明を終わります。

議 議	長 長	<p>ご質問ございませんか。 (なしの声あり) なければ、報告第72号の質疑を終わります。 次に、「報告第73号 農地現状変更届出の報告について」を上 程いたします。</p>
局	長	<p>局長より説明いたさせます。 「報告第73号 農地現状変更届出の報告について」、その内容 をご説明いたします。 このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく 届出であります。記載の第1号から第7号までの7件、8筆の 現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状 変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございま す。</p>
議	長	<p>なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する 農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、 担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知して おります。 届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおり ですが、現状変更の理由は、主に耕作の利便性を図るための盛 土が4件、農業用施設の整備が3件となっております。</p>
議 議	長 長	<p>以上で説明を終わります。 以上で「報告第73号」の説明を終わります。 ご質問ございませんか。 (なしの声あり) 以上をもって、報告第73号の質疑を終わります。 次に、「議案第227号 農地法第3条第1項の規定による許可 申請に対する可否について」を上程いたします。</p>
局	長	<p>局長より説明いたさせます。 「議案第227号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に 対する可否について」、議案の内容をご説明いたします。 最初に一関地域に係る申請6件です。 第1号及び第5号は、借受人が経営規模拡大のため賃貸借によ り借受けしようとするもので、貸借期間、賃借料は記載のとおり です。 借受人は、農地所有適格法人以外の法人ですので、解除条件付 賃貸借となりますが、賃貸借契約書に解除条件が付されているこ</p>

と等許可要件は満たしております。

第2号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりで物納です。

第3号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間、賃借料は記載のとおりです。

第4号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間、賃借料は記載のとおりです。

第5号は、第1号で説明したとおりです。

第6号は、譲受人が耕作の利便性を図るため、隣接する農地を贈与により取得しようとするものです。

次に、花泉地域に係る申請4件です。

第7号は、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

譲渡人が兄、譲受人が弟で、譲受人は市外に居住していますが、月4回は帰省し農地を管理しています。

将来的には実家に戻る予定で取得をしたいということです。

第8号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第9号は、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第10号は、譲受人は農家ではありませんが、自宅近くの休耕田を活用し営農するため、売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

なお、自家消費用のかぼちゃ、大根、白菜の作付け管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

次に、大東地域に係る申請4件です。

第11号及び第12号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間、賃借料は記載のとおりです。

第13号及び第14号は、貸付人が労力不足の状態にあることか

ら、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第15号は、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が贈与により取得しようとするものです。

次に、川崎地域に係る申請2件です。

第16号及び第17号は、耕作の利便性を図るため、お互いの農地を交換するものです。

最後に、藤沢地域に係る申請5件です。

第18号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第19号及び第20号は、耕作の利便性を図るため、お互いの農地を交換するものです。

第21号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第22号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

以上、22件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第227号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和3年3月15日、月曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 齋藤委員、私 佐藤、農地利用最適化推進委員 阿部委員、佐々木委員、事務局職員 阿部主任主事、千葉主事です。

報告内容、第1号から第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われまます。

以上です。

議 長

22番
佐藤 圭一 委員

議 長

3番
皆川 清喜 委員

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条の花泉地域の現地調査報告を行います。

現地調査日は令和3年3月12日、金曜日、午後1時30分より、調査員、私 農業委員 皆川、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、千葉委員、事務局職員 千葉主事、支所職員 後藤産業建設課主任です。

報告内容、第7号から第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上です。

議 長

11番
石川 誠司 委員

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条の大東地域の現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年3月12日、金曜日、午後2時15分より、現地調査員、農業委員 鈴木委員、私 石川、農地利用最適化推進委員 菅原委員、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 小野寺産業建設課主事です。

報告内容、第11号から第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われます。

以上で報告を終わります。

議 長

24番
千田 幹雄 委員

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日は令和3年3月12日、金曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 千田、農地利用最適化推進委員が千葉委員、小野寺委員、支所職員 熊谷産業建設課主査です。

報告内容、第15号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査しました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

15番
遠藤 勝幸 委員

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。
農地法第3条、川崎地域の現地調査報告を行います。

現地調査日、令和3年3月12日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員、今野委員、小野寺委員、支所職員 坂本産業建設課課長補佐です。

報告内容、第16号から第17号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査しました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

10番
佐藤 和威治 委員

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

調査日は令和3年3月12日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員、私 佐藤、農地利用最適化推進委員 畠山委員、佐藤委員、事務局職員 千葉主事、支所職員 佐々木課長補佐、佐藤主事です。

報告内容、第18号から第22号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認、航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第227号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第227号」を可と決めます。

議 長

次に、「議案第228号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐

局長補佐より説明いたさせます。

議案第228号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、室根地域に係る申請1件です。

第1号、申請人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、申請地は農振除外済みです。

以上、1件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第228号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、室根地域の担当委員の方より現地調査の結果報告をお願いいたします。

4番

農地法第4条、室根地域の現地調査報告をいたします。

千葉 綾雄 委員

現地調査日は令和3年3月12日、金曜日、午前10時より、現地調査員、農業委員 藤原委員、私 千葉、農地利用最適化推進委員 熊谷委員、岩渕委員、菅原委員、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 小原主任技師です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま。

報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第228号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

満場です。

議長

よって、「議案第228号」を許可相当と決めます。

次に、「議案第229号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐

局長補佐より説明いたさせます。

議案第229号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請4件です。

第1号から第3号までは同一事業で、譲受人が宅地分譲2区画を整備するために転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第4号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、申請地は、農振除外済みであります。

次に、花泉地域に係る申請3件です。

第5号は、譲受人が貸家2棟を建築するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

こちらも農振除外済みです。

第6号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

こちらも農振除外済みです。

第7号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

こちらも農振除外済みです。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第8号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に

資する施設として集落に接続して設置するものであるため、例外規定により許可できるものと考えられます。

こちら農振除外済みです。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第9号は、譲受人が自社事業の用に供する道路を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

こちら農振除外済みです。

次に、室根地域に係る申請2件です。

第10号は、借受人が太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

こちら農振除外済みです。

第11号は、借受人が自社の用に供する資材置き場として利用するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

こちら農振除外済みです。

次に藤沢地域に係る申請2件です。

第12号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

こちら農振除外済みです。

第13号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

こちら農振除外済みです。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、13件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第229号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

22番

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

佐藤 圭一 委員

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日と現地調査員は3条と同じですので割愛させていた

できます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号から3号は、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第4号は、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第5条現地調査の報告を行います。

現地調査日、調査員は第3条と同じでございますので割愛させていただきます

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号、申請人が貸家を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。第6号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。第7号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

日時等は3条と同じです。割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

議 長

3番
皆川 清喜 委員

議 長

11番
石川 誠司 委員

議 長

13番
鈴木 初男 委員

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

東山地域、農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年3月12日、金曜日、午前10時15分より、
現地調査員、農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉
委員、渡辺委員、菅原委員、支所職員 渡邊産業建設課課長補佐
です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った
結果、次のとおり報告いたします。

第9号、申請人が自社事業の用に供する通路を整備する計画で
あり、排水は雨水のみであることから、周辺農地には影響はない
と判断しました。

議 長

4番
千葉 綾雄 委員

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

農地法第5条現地調査報告書、室根地域、報告いたします。

日時、現地調査員は4条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った
結果、下記のとおり報告いたします。

第10号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水
は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま
す。

第11号、申請人が自社の用に供する資材置き場として利用する
計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はな
いと思われます。

議 長

10番
佐藤 和威治 委員

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては3条と同じですので、割愛をさ
せていただきます。

第12号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水
は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われます。

第13号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水
は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われます。

以上です。

議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第229号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第229号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第230号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>「議案第230号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>最初に、大東地域に係る申請1件です。</p> <p>第1号は、令和2年9月10日付けで公共工事に伴う現場事務所及び資材置き場として利用するために一時転用許可を受け、工事に着手したものの、工事期間が延長されたため転用期間の延長を申請するものです。</p> <p>次に、千厩地域に係る申請1件です。</p> <p>第2号は、平成28年1月15日付けで住宅建築用に転用許可を受けましたが、庭の設置を予定して確保していた隣接地が公道に面しており、子供の遊び場として危険だったことから、庭予定地の方に住宅を建築したため、申請地の利用目的を「自己住宅」から「物置、庭スペース」に変更申請するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第230号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第230号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第230号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第231号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

「議案第231号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借権設定が62件、所有権移転が1件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が25件、集団案件一括方式が24件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号から第20号までの20件は、一関地域に係る申請です。

第21号から第33号までの13件は、花泉地域に係る申請です。

第34号から第43号までの10件は、大東地域に係る申請です。

第44号から第50号までの7件は、東山地域に係る申請です。

第51号から第54号までの4件は、室根地域に係る申請です。

第55号から第62号までの8件は、藤沢地域に係る申請です。

次に、所有権移転ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から第9号までの9件は、一関地域に係る申請です。

第10号は、花泉地域に係る申請です。

第11号から第18号までの8件は、東山地域に係る申請です。

第19号から第24号までの6件は、室根地域に係る申請です。

第25号は、藤沢地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号から第10号までの10件は、一関地域に係る申請です。

第11号から第15号までの5件は、花泉地域に係る申請です。

第16号から第22号までの7件は、千厩地域に係る申請です。

第23号から第24号までの2件は、藤沢地域に係る申請です。

		<p>以上、各申請の詳細については記載のとおりです。</p> <p>また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第231号」の説明を終わります。</p> <p>なお、貸借権設定第38号から第41号について5番 鈴木 勝 委員が、農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）で第1号から第8号まで6番 佐藤 徹 委員が、第13号について15番 遠藤 勝 幸 委員が、農地中間管理事業関係（集団案件一括方式）、第20号について24番 千田 幹雄 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p>
		(なしの声あり)
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p>
		(異議なしの声あり)
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第231号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第38号から第41号、農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第1号から第8号、第13号、農地中間管理事業関係（集団案件一括方式）第20号を除き可と決する方は挙手願います。</p>
		(挙手満場)
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第231号」を貸借権設定第38号から第41号、農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第1号から第8号、第13号、農地中間管理事業関係（集団案件一括方式）第20号を除き可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第231号」貸借権設定第38号から第41号について審議いたします。</p> <p>鈴木 勝 委員は退室願います。</p> <p>(午後2時28分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p>
		(なしの声あり)
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p>
		(異議なしの声あり)
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p>

「議案第231号」、貸借権設定第38号から第41号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第231号」貸借権設定第38号から第41号を可と決します。

鈴木 勝 委員は入室願います。

(午後2時29分 入室)

議 長

鈴木 勝 委員に申し上げます。

「議案第231号」、貸借権設定第38号から第41号は可と決しました。

議 長

次に、「議案第231号」農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第1号から第8号について審議いたします。

佐藤 徹 委員は退室願います。

(午後2時30分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。

「議案第231号」農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第1号から第8号について可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第231号」農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第1号から第8号について可と決します。

佐藤 徹 委員は入室願います。

(午後2時31分 入室)

議 長

佐藤 徹 委員に申し上げます。

「議案第231号」農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第1号から第8号については可と決しました。

議 長

次に、「議案第231号」農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第13号について審議いたします。

遠藤 勝幸 委員は退室願います。

(午後2時32分 退室)

議 長

審議願います。

議	長	(なしの声あり) 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第231号」農地中間管理事業関係（個別案件一括方式） 第13号について可と決する方は挙手願います。
議	長	(挙手満場) 満場です。 よって、「議案第231号」農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第13号について可と決します。
議	長	遠藤 勝幸 委員は入室願います。 (午後2時33分 入室) 遠藤 勝幸 委員に申し上げます。 「議案第231号」農地中間管理事業関係（個別案件一括方式） 第13号は可と決しました。
議	長	「議案第231号」農地中間管理事業関係（集団案件一括方式） 第20号について審議いたします。 千田 幹雄 委員は退室願います。 (午後2時33分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第231号」農地中間管理事業関係（集団案件一括方式） 第20号について可と決する方は挙手願います。
議	長	(挙手満場) 満場です。 よって、「議案第231号」農地中間管理事業関係（集団案件一括方式）第20号について可と決します。
議	長	千田 幹雄 委員は入室願います。 (午後2時35分 入室) 千田 幹雄 委員に申し上げます。 「議案第231号」農地中間管理事業関係（集団案件一括方式） 第20号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第232号 農用地利用配分計画案に係る意見につ

局長補佐

いて」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

「議案第232号 農用地利用配分計画案に係る意見について」、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借の移転が2件です。

第1号は、花泉地域に係る申請です。

第2号は、東山地域に係る申請です。

以上、申請の内容については記載のとおりです。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第232号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

議長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

議長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第232号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

議長

満場です。

よって、「議案第232号」は可と決します。

議長

議長

次に、「議案第233号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

「議案第233号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は3件で、一関地域1件、東山地域1件、室根地域1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地

		性は失われております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第233号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連し、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
22番		まず一関地域の担当委員の方、お願いいたします。
佐藤 圭一 委員		一関地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。
		現地調査日と現地調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第1号、昭和56年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われております。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。
13番		東山地域の、農地法適用外現地調査報告をいたします。
鈴木 初男 委員		現地調査日、現地調査員は5条と同じなので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第2号、平成5年頃から駐車場として利用しており、既に農地性は失われていました。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。
4番		室根地域の、農地法適用外現地調査報告をいたします。
千葉 綾雄 委員		現地調査員等については4条、5条と同じですので割愛いたします。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第3号、平成6年頃から農業用施設として利用しており、既に農地性は失われております。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。

10番		審議願います。
佐藤 和威治 委員		第3号について、土地利用状況図の中で公衆用道路と思われる部分がありますが、これは個人所有の公衆用道路でしょうか。
局長 補 佐		お答えいたします。
		ご指摘の箇所については国有地ではないかと考えられますが、後ほど確認させていただきます。
議	長	ほかにございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第233号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第233号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第234号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局長 補 佐		「議案第234号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」、内容をご説明いたします。
		土地改良法第3条第2項前段及び同法施行規則第4条第1項の規定により申出があったので、同法施行令第1条の5の規定に基づいて承認を求めるものです。
		本議案に係る申請は1件で、花泉地域に係るものです。
		新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。
		なお、現資格者は、別途、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を有していることから、この交替により土地改良事業の資格者が1名増となるものです。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第234号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長 (異議なしの声あり)
異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。
「議案第234号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の
交替承認について」を可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長 満場です。
よって、「議案第234号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第235号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の
「農地」の該当判断について」を上程いたします。
局長補佐より、説明いたさせます。

局長補佐 「議案第235号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農
地」の該当判断について」でございます。
説明に先立ちまして、先ほど農地専門委員長より報告がありま
したが、昨年の農地パトロールの結果資料について、若干ご説明
をさせていただきたいと思っております。
資料別冊で「議案第235号資料1-1」をご覧ください。
この資料は、農地専門委員会でお示しした資料を専門委員会
での指導事項及び委員会後に提出された利用意向調査等の内容を
加えて修正したものです。
1の調査日数等については、先ほど委員長より説明がありまし
たとおりです。
次に、2の調査結果につきましては、調査結果の内訳を集計し
たものです。
「営農・保全管理」、Aの再開可能、B、復元困難、4番目に
その他の4項目に分類しております。
数値についてはご覧とおりです。
また、資料の3ページから19ページまではその集計資料の内訳
で、筆ごとの調査内容を記載した資料でございます。
3、意向調査についてですが、A再開可能な農地のうち、令和
2年度に新規発生したもの及び再発生したものの12筆について利用
意向調査を行い、全筆について回答いただいております。
4、非農地判断対象地、B復元困難除外届け出の状況について
ご説明いたします。
農地専門委員長の報告のとおり、本年度から非農地対象者に対
する意向確認の方法を変更しております。
昨年度までは意向調査を行い、今後も管理できないと回答があ

った農地について非農地対象としておりましたが、今年度からは意向確認の文書を送付し、非農地に同意せず今後も農地として管理する場合のみ非農地の対象から除外してくださいという書類を提出いただく方式に変更いたしました。

ここにありますとおり、非農地対象にしないでくださいという申し出があったのは6筆でございました。

5、今年度の状況について、A分類、B分類の農地について、令和元年度から令和2年度までの動きについて記載したものです。

農地専門委員長報告のとおり、A分類農地につきましては前年度末から比べ面積が減っておりますが、先ほど説明がございましたとおり、A分類の基準につきまして、一関市は作物を作付けていないものを全て遊休農地として捉えてきましたが、国の基準と合わなくなり、他市と比較し面積の開きがあり、適正な業務ができないため、保全管理地を除外する処理を行ったことにより面積が減少したもので、実質的に一関市の遊休農地が減ったということではございません。

B復元困難の表につきましては、B分類と判定されたにもかかわらず、意向調査の回答がなかった等の理由により非農地決定判断ができずに累積している農地の数値です。

この説明に基づきまして、議案第235号、荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断についての説明をいたします。

荒廃農地の発生、解消状況に対する調査要領に基づき、農地、非農地の決定を求めるものです。

議案第235号、資料2をご覧ください。

先に説明いたしました農地パトロール結果として、B分類と判断された農地から非農地にしないでくださいという申し出があったものを除いたものの一覧です。

1番から90番までの90筆は、一関地域分です。

91番から169番までの79筆は、花泉地域分です。

170番から304番までの135筆は、大東地域分です。

305番から352番までの48筆は、千厩地域分です。

353番から366番までの14筆は、東山地域分です。

367番から397番までの31筆は、室根地域分です。

398番から422番までの25筆は、川崎地域分です。

議 長

423番から474番までの52筆は、藤沢地域分です。
以上、474筆について非農地の判断を求めるものです。
以上で説明を終わります。
以上で「議案第235号」の説明を終わります。
審議願います。

10番
佐藤 和威治 委員

議案の提出方法について、別紙が実質的な議案にあたるのではないのでしょうか。

局 長 補 佐

単純に資料としてよいのか、その点は大丈夫ですね。
お答えいたします。

議 長

今回の説明方法としまして、農地パトロールの結果と議案の説明を同時に行ったため、このような形になりましたが、ご指摘のとおり、最初の資料は農地専門委員長報告に対する資料であり、20ページ以降は議案の資料とするべきものだと思いますので、今後、検討いたしたいと思います。

議 長

よろしゅうございますか。
ほかにございませんか。
(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。

議 長

「議案第235号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

局 長 補 佐

満場です。
よって、「議案第235号」を可と決します。
先ほど、10番 佐藤 和威治 委員より質問のあった公衆用道路か否かについての答弁を事務局からいたさせます。

議 長

「議案第233号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」の第3号ですが、ご指摘のあった場所について、先ほど国有地とお答えいたしました。今は市に移管され市道となっているようです。
以上です。
以上をもって議案審議が終了いたしました。
第31回一関市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午後3時00分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員